



かけはし

第50号

(平成30年5月1日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

機構ホームページ

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 年金局からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

はじめに

平成30年度を迎え、早一ヶ月が過ぎました。桜の木々もすっかり爽やかな新緑に変わって、心地よい季節です。新生活を慌ただしく過ごした方も多いと思いますが、GWはゆっくり過ごしたいですね。

さて、本号では、5月から6月にかけて取り組み予定の年金給付事業に関する記事のほか、4月21日に行われた「市区町村国民年金事業功績厚生労働省大臣表彰」の様子を掲載しております。是非ご覧ください。

本号で「かけはし」発刊から第50号を迎えました。今年度も市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第3回！



障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、今回のテーマは、

障害の程度の基準

です！

(1) 障害の程度の基本

障害年金を受けるためには、次の障害等級に該当する程度の障害の状態にあることが必要です。

障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級に分けられています。

障害の程度を認定する基準となるものは、国民年金法施行令別表（1級、2級）及び厚生年金保険法施行令別表第1（3級）（以下単に「別表」といいます。）に規定されていますが、その障害の状態の基本は、次のとおりです。

障害等級1級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のものをいいます。この「日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁することができない程度のものです。

例えば、身のまわりのことはかうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

障害等級2級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものをいいます。

この「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものです。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家庭内に限られるものです。

障害等級3級

労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものをいいます。

【ポイント】

障害基礎年金が支給されるのは、

1級 または 2級に該当する場合です！



(2) 具体的な障害の程度

(1) 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	1号 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2号 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3号 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4号 両上肢のすべての指を欠くもの
	5号 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6号 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7号 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8号 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9号 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10号 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11号 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度	障害の状態
2級	1号 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2号 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3号 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4号 そしゃくの機能を欠くもの
	5号 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6号 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7号 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8号 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9号 一上肢のすべての指を欠くもの
	10号 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

障害の程度		障害の状態
2級	11号	両下肢のすべての指を欠くもの
	12号	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13号	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14号	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17号	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度		障害の状態
3級	1号	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2号	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3号	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4号	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5号	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6号	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7号	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8号	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9号	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10号	一下肢をリストラン関節以上で失ったもの
	11号	両下肢の10趾の用を廃したもの
	12号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13号	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14号	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(3) 障害等級の目安

別表には、各障害等級における障害の状態が規定されています。

また、障害の種類ごとに、障害の程度を認定する基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下単に「障害認定基準」といいます。）が定められています。

【参考】障害認定基準に定められている障害の種類

- | | | |
|----------------|-----------------|---------------|
| ① 眼の障害 | ⑧ 精神の障害 | ⑯ 代謝疾患による障害 |
| ② 聴覚の障害 | ⑨ 神経系統の障害 | ⑯ 悪性新生物による障害 |
| ③ 鼻腔機能の障害 | ⑩ 呼吸器疾患による障害 | ⑰ 高血圧症による障害 |
| ④ 平衡機能の障害 | ⑪ 心疾患による障害 | ⑱ その他の疾患による障害 |
| ⑤ そしゃく・嚥下機能の障害 | ⑫ 腎疾患による障害 | ⑯ 重複障害 |
| ⑥ 音声又は言語機能の障害 | ⑬ 肝疾患による障害 | |
| ⑦ 肢体の障害 | ⑭ 血液・造血器疾患による障害 | |

ここでは、別表に規定されている障害の状態のうち、分かりにくいものについて、障害の種類ごとに例示します。

（1）障害等級1級



① 1級9号

- ア 内部疾患（循環器（心臓）疾患など）や外部疾患（肢体の障害など）による障害で、日常生活の用を弁することを不能ならしめるもの
- イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級1級として認められるものは、例えば、
- 循環器（心臓）疾患において、心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植又は装着した場合
(ただし、術後の経過で等級の見直しがあります。)

② 1級10号

- 精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、日常生活の用を弁することを不能ならしめるもの



（2）障害等級2級

①2級15号

- ア 内部疾患（腎臓疾患や循環器（心臓）疾患など）や外部疾患（眼の障害、聴力の障害、肢体力の障害など）による障害で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級2級として認められるものは、例えば、
- ・ 腎臓疾患において、人工透析療法を施行した場合
 - ・ 循環器（心臓）疾患において、重症心不全によりCRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した場合
- （ただし、術後の経過で等級の見直しがあります。）

②2級16号

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

（3）障害等級3級

①3級12号

- ア 内部疾患（循環器（心臓）疾患や呼吸器疾患など）や外部疾患（平衡機能の障害、肢体力の障害など）による障害で、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- イ なお、上記アに準じ具体的に障害等級3級として認められるものは、例えば、
- ・ 循環器（心臓）疾患において、人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）を装着した場合は、原則3級
 - ・ 呼吸器疾患において、在宅酸素療法を常時（24時間）使用の場合は、原則3級
 - ・ 肢体の障害において、上肢3大関節（肩関節・肘関節・手関節）又は下肢3大関節（股関節・膝関節・足関節）に人工関節を挿入置換した場合は、原則3級
- ※ 上記事例について、診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがあります。

②3級13号

精神疾患（統合失調症、気分（感情）障害、てんかん、知的障害、発達障害など）による障害で、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの



機構からの連絡

平成30年度における各種取組事業のスケジュールについて (事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度(平成30年5月から平成31年3月)に、日本年金機構において実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(● …毎年定例の実施分 ● …今回限りの単発実施分 ● …新規の実施分)

平成30年5月

- 3号不整合記録の整備により金額変更があった方に対する、老齢基礎年金の額の計算の内訳及び減額の理由を記載したお知らせ文書の送付
→ 詳細は、本誌9頁～11頁をご確認ください。
- 受給資格期間の短縮にかかる年金請求書未提出者へのお知らせハガキの送付

平成30年6月

- 統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)の送付
※ 視覚障害者(障害年金受給者)には、年金額情報を収録した音声コードを印刷して送付する予定です。
→ 詳細は、本誌12頁～13頁をご確認ください。
- 障害基礎年金所得状況届の送付
→ 詳細は、本誌14頁をご確認ください。
- 受給資格期間の短縮にかかる年金請求書未提出者へのお知らせハガキの送付

平成30年7月

- 国民年金保険料の継続免除制度の改正の施行
- 国民年金保険料納付書の送付(7月定時分・過年度分)
- 5年後納制度のお知らせの送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。
- 受給資格期間の短縮にかかる年金請求書未提出者へのお知らせハガキの送付



平成30年8月

- 平成31年分扶養親族等申告書の送付
 - 5年後納制度のお知らせの送付
- 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。

平成30年9月

- 国民年金保険料の5年後納制度終了（9月末）

平成30年11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

平成30年12月

- 年末収納対策用納付書の送付

平成31年1月

- 国民年金保険料免除申請書への別世帯配偶者の個人番号の記載の開始
- 国民年金保険料について、インターネット上でクレジットカード決済ができるサービスの開始
- 口座振替利用促進の勧奨の実施
- 平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付（年次分）

平成31年2月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

平成31年3月

- 国民年金の特定付加保険料制度終了（3月末）
- 年度末収納対策用納付書の送付

厚年法等改正法の特定受給者に送付する支給額変更通知書に 年金額変更の趣旨等を記載したお知らせを同封します

(年金給付部)

特定受給者の老齢基礎年金の額については、平成30年4月以降、不整合記録が訂正された後の国民年金の被保険者記録に基づく額か、記録を訂正する前の年金額の9割に相当する額のいずれか高い額を支給します。

このため、老齢基礎年金の額が減額になった方には、平成30年5月以降、支給額変更通知書を順次送付します。

さらに、平成30年5月又は6月に送付する支給額変更通知書には、年金額変更の趣旨等を記載した「お知らせ」を同封します。



1. 支給額変更通知書に同封する「お知らせ」のポイント

老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間及び保険料免除期間（学生納付特例期間を除く。）に基づいた額により支給されますが、記録を訂正する前の年金額の9割に相当する額で支給される場合もあります。

お客様のご理解の一助となるように、平成30年3月以前と4月以降で、国民年金の被保険者記録及び年金額がどのように変更になったかを記載した「お知らせ」を作成し支給額変更通知書に同封します。

※ 特定保険料を納付したこと等により、国民年金法の老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等が減額しないお客様には、支給額変更通知書及び「お知らせ」を送付しません。

2. 支給額変更通知書に同封する「お知らせ」の様式

「お知らせ」の様式（予定）については、本誌10頁～11頁をご覧ください。

なお、支給額変更通知書の内容に応じて記載内容の一部を変更した「お知らせ」を同封する場合もあります。

3. お客様からのお問い合わせ

「お知らせ」を受け取ったお客様からお問い合わせがありましたら、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所をご案内ください。



お知らせ（おもて面）«平成30年5・6月送付分の支給額変更通知書に同封予定»

1

老齢基礎年金の年金額変更の趣旨について

あなた様の年金は、第3号被保険者として管理されていた被保険者記録に、本来は第1号被保険者であった期間が確認されたため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）」に基づき、第1号被保険者への被保険者記録の訂正が行われました。

その上で、保険料の徴収時効が成立した第1号被保険者期間（時効消滅不整合期間）を、平成30年3月までは保険料納付済期間とみなして、被保険者記録の訂正が行われる前と同等の年金額が特例措置で支給されていました。

また、第1号被保険者への被保険者記録の訂正が行われた期間については、平成30年3月末までは最大10年遡って納付できること（特例追納）とされていました。

このたび、特例措置が終了し平成30年4月分から年金額が変更されました。

第1号被保険者：自ら保険料納付が必要となる20歳から60歳までの方（以下「第1号」と記載します）

第2号被保険者：厚生年金・共済等加入者で20歳から60歳までの方（以下「第2号」と記載します）

第3号被保険者：配偶者が厚生年金・共済等加入者であり、その被扶養者となっていることの届出により保険料負担の必要がない20歳から60歳までの方（以下「第3号」と記載します）

2

平成30年4月分からの年金額の計算式について

「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」の【(B) 国民年金（基礎年金）】（裏面）の年金額は、下記（ア）又は（イ）のいずれか高い金額となります。

（ア）訂正及び特例追納後の国民年金の保険料納付済期間等に基づいた金額（注1）

$$\begin{array}{r} \text{訂正後の第1号保険料納付済期間等（注2）} \\ + \text{第2号期間} + \text{訂正後の第3号期間} \\ \hline 480月（注3） \end{array} \times \begin{array}{l} \text{満額の} \\ \text{老齢基礎年金額（注4）} \end{array}$$

（イ）訂正前の国民年金の保険料納付済期間等に基づいた金額に90%を乗じた額（注1）

$$\begin{array}{r} \text{訂正前の第1号保険料納付済期間等（注2）} \\ + \text{第2号期間} + \text{訂正前の第3号期間} \\ \hline 480月（注3） \end{array} \times \begin{array}{l} \text{満額の} \\ \text{老齢基礎年金額（注4）} \end{array} \times 90\% \text{ (注5・6)}$$

（注1）線上げ・線下げの減算・加算額は、支給額変更通知書をご確認ください。

※ 生年月日が昭和5年4月1日以前の方で下支え部分を支給されている場合は、この計算式が適用されません。

（注2）第1号期間に免除期間が含まれる場合には、免除区分ごとの乗率が適用されます。

（注3）昭和16年4月1日以前にお生まれの方は、生年月日に応じた加入可能年数（25年～39年）に12を乗じた月数となります。

（注4）平成30年4月分からの満額の老齢基礎年金は、779,300円です。

（注5）付加年金及び振替加算は、90%を乗じる金額の対象に含まれません。

（注6）（イ）の年金額の方が高い場合は、「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」の【(B) 国民年金（基礎年金）】（裏面）の「年金額」欄に「*」が印字出力されています。

お問い合わせ先は、年金決定通知書・支給額変更通知書に記載されている『ねんきんダイヤル』をご覧ください。

お知らせ（うら面）«平成30年5・6月送付分の支給額変更通知書に同封予定»

◎年金額変更の趣旨は表面1を参照ください。

3

あなた様の老齢基礎年金について

あなた様の老齢基礎年金（基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX）の年金額は、「国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書」（裏面）の【（B）国民年金（基礎年金）】でお知らせしたとおりですが、その内容は次のとおりです。

【（B）国民年金（基礎年金）】（表面）の計算の基礎となった納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等は、次のとおり訂正が行われました。

	納付済期間 免除期間 (※)	訂正前	訂正及び 特例追納後
		XXX月	XXX月
第1号期間 (国民年金加入期間)	4分の1免除	XXX月（XXX月）	XXX月（XXX月）
	半額免除	XXX月（XXX月）	XXX月（XXX月）
	4分の3免除	XXX月（XXX月）	XXX月（XXX月）
	全額免除	XXX月（XXX月）	XXX月（XXX月）
第2号期間（厚生年金・共済等加入期間）		XXX月	XXX月
第3号期間（厚生年金・共済等加入者に扶養されていた配偶者の期間）		XXX月	XXX月

※免除期間の（）内の月数は、平成21年4月以降の月数です。

【（B）国民年金（基礎年金）】（裏面）の「年金額」

あなた様の【（B）国民年金（基礎年金）】の「年金額」は、次の（ア）又は（イ）のいずれか高い金額となりました。

年金額の内訳	（ア） 訂正及び特例追納後の納付済期間等による金額（円）	（イ） 訂正前の納付済期間等による金額の90%（円）
1 基本となる年金額		
①定額部分	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
②下支え部分	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
③付加年金	XX,XXX	XX,XXX
2 加給年金額または加算額		
④振替加算	XXX,XXX	XXX,XXX
⑤65歳老基加算額	XX,XXX	XX,XXX
3 繰上げ・繰下げによる減算・加算額		
⑥基本額（①+②）の減算・加算額	XXX,XXX	XXX,XXX
⑦付加年金（③）減算・加算額	XX,XXX	XX,XXX

※ 平成30年4月分からの満額の老齢基礎年金の年金額が基準となります。

※ 年金の選択等により、老齢基礎年金の支給が停止されている場合にも、金額をお示ししています。

999-9999

杉並区高井戸西3-5-24

XXXXXX101

ネンキン タロウ 様

平成XX年XX月XX日

日本年金機構

平成30年4月分からの年金額の改定について

(年金給付部)

〈概要〉

平成30年4月分（6月15日支払分）からの年金額については、法律の規定により平成29年度の年金額から据え置きとなりました。

年金額の改定については、法律上、賃金水準の変動がマイナスかつ物価水準の変動がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともにスライドさせないことが規定されています。

平成30年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス（▲0.4%）かつ物価変動率がプラス（0.5%）となることから、一部の方を除き、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドさせないこととなります。

ただし、直近の厚生年金被保険者期間を含めて、平成29年度の年金額が算出されていた方については、改定が行われる場合があります。

これは、直近の年度の被保険者期間（平成30年度においては平成27年度以降の被保険者期間）にかかる再評価率（※）の改定があるためです。

※過去の標準報酬を現在の価値に再評価するために使用する率のこと。

年金額に改定がある方に対しては、6月（一部は5月）に送付する改定通知書で、平成30年度の年金額をお知らせします。

なお、平成30年度の年金額はスライドさせないことから、現役世代人口の減少と平均余命の伸びを考慮した「マクロ経済スライド」によるスライド調整率（▲0.3%）による調整は行われませんが、平成30年度から年金額改定ルールが見直され、未調整分は繰り越されることになります（下記をご覧ください）。

〈マクロ経済スライドの未調整分について〉

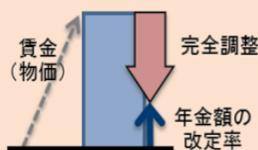
平成28年に成立した年金改革法により、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げるという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組みを導入しました。

これは、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準の確保を目的とするものです。

この年金額改定ルールの見直しは平成30年4月から施行され、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分（平成30年度は▲0.3%）が繰越しの対象となります。

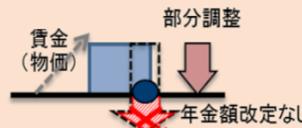
景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）

I 景気拡大期



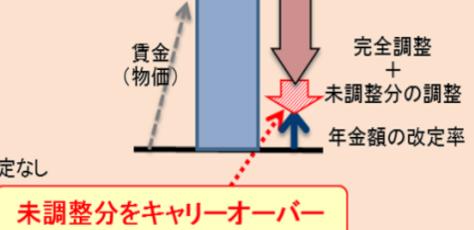
II 景気後退期

年金額の名目下限を維持
(現在の高齢世代に配慮)



III 景気回復期

キャリーオーバー分の調整



平成30年度の振込通知書等の発送について

(年金給付部)

〈概要〉

平成30年4月分（6月15日支払分※）からの年金額について、振込通知書等（改定通知書・統合通知書）を発送します。

6月に発送するものは、平成30年6月1日より順次発送予定です。一部、5月に発送するものは、5月7日発送を予定しています。

※ 平成30年5月分以降の年金が全額支給停止となる方などについては、5月15日にお支払いします。

〈昨年度からの主な改善点〉

平成30年度より、視覚障害のある方に対して「音声コード」を印刷してお知らせします。

専用の機械や携帯電話・スマートフォンアプリ等で音声コードを読み取ることで、お客様ごとの個別の年金額等を音声で読み上げます。



※ハガキの場合は、こちらに音声コードを印刷しています。
封書の場合（年金を複数受給している方）は、通知書の
裏面に音声コードを印刷しています

- ・日本年金機構から、ネンキンタロウ様の、平成30年度の老齢基礎・厚生年金の年金額をお知らせします。
年金振込通知書の内容を読み上げます。
 - ・平成30年6月から平成30年12月までの各支払月の額は、次のとおりです。
年金支払額XX円、介護保険料額XX円、後期高齢者医療保険料額XX円、所得税額及び復興特別所得税XX円、個人住民税額XX円、控除後振込額XX円です。
 - ・平成31年2月の振込額は、次のとおりです。
年金支払額XX円、介護保険料額XX円、後期高齢者医療保険料額XX円、所得税額及び復興特別所得税XX円、個人住民税額XX円、控除後振込額XX円です。
 - ・平成31年4月の振込額は、次のとおりです。
年金支払額XX円、介護保険料額XX円、後期高齢者医療保険料額XX円、所得税額及び復興特別所得税XX円、個人住民税額XX円、控除後振込額XX円です。

平成30年度受給権者所得状況届の発送等について

(年金給付部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の受給権者（以下「受給権者」という。）にあっては、毎年7月31日までに、所得状況届を住所地の市区町村へ提出しなければならないこととされています。

この実施にあたり、平成30年度におきましても、所得状況届及び障害状態確認届等の受付や、受付後の所得状況の連名簿への記載等に、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

▶ 平成30年度における所得状況届に同封するリーフレットの見直し ▶▶

かけはし第48号でお知らせのとおり、平成30年度では、市区町村からのご意見をふまえて、事務処理の標準化を推進するよう、リーフレットを見直す予定としています。

リーフレットには「**障害基礎年金の子の加算額**」についての内容を追記する予定です。

- ① 障害基礎年金の受給権者により生計を同じくしている子がいる場合には、子の人数に応じた加算額が加算されること
- ② 生計を同じくしている子がいるにもかかわらず、送付したハガキ等に子の情報が印字されていない場合は、新たに手続きすることにより、子の加算額が加算される場合があること

上記の内容は、年金給付の事務処理誤り等総点検を行った結果、事務処理誤りの件数が多かったことから、再発防止策として周知するものです。

このほか、リーフレットの主な見直し内容（案）に対する市区町村からのご意見は、以下のとおりです。これらのご意見を踏まえ、リーフレットの見直しを検討しています。

主な項目	見直し内容（案）	見直し内容（案）に対する市区町村のご意見
診断書の留意事項	<ul style="list-style-type: none">○ 診断書が送付された受給権者に対し、診断書の現症日は7月中であること等、記載上の留意事項を案内する。 <p>※ 従来のリーフレットには記載なし。</p>	<p>➡</p> <ul style="list-style-type: none">○ 診断書は医師が作成することを強調してほしい。○ 留意事項の内容について、受給権者向けの内容と医療機関向けの内容明確に分けて記載してほしい。
住所変更した場合	<ul style="list-style-type: none">○ 1月1日時点の住民票住所と異なる場合に、所得証明書が必要であることを案内する。 <p>※ 従来のリーフレットには必要書類を明示せず、市町村担当課にお問い合わせするように記載。</p>	<p>➡</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住所を変更した場合に、所得証明書が必要となる記載を強調してほしい。○ 住所を変更した場合であっても、同一市町村内であれば、所得証明書は不要であることを記載してほしい。

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。

公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会（以下「経由機関」という。）を通じて、日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく、大変重要な通知となります。

新年度になり、担当者の方が替わられるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、ご留意くださるようお願いいたします。

◆◆過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例◆◆

事例1 特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。

事例2 特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。

事例3 特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

事例4 当年（平成30年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（平成29年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

事例5 介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。

事例6 住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。



金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、「**普通徴収**」でご対応いただくことになります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

！ご注意ください 『「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点』！

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は充分ご注意ください。

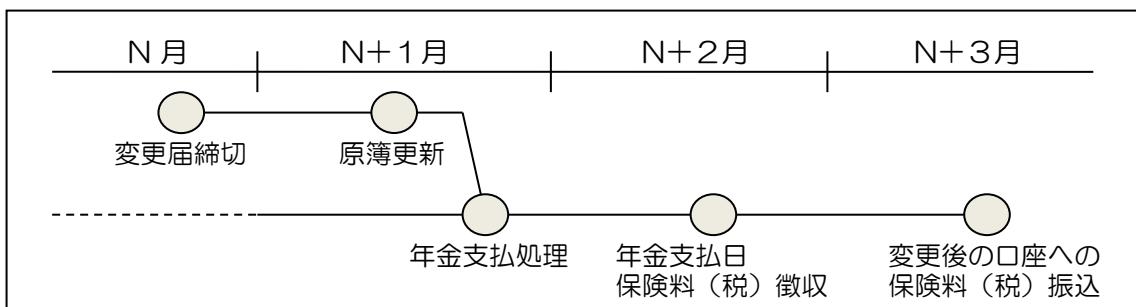
41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが多く見受けられますので、資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）についての、振込先金融機関の口座名義人が変更になった場合は、「振込先金融機関変更届」の提出が必要になります。「振込先金融機関変更届」をご提出していただいてから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。

なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）は、変更届の不備等により振込不能となる恐れがあるため、極力個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。



届書様式及び詳細は、日本年金機構ホームページのトップページから『年金Q & A』→『年金受給者』→『全てに共通する制度』→『年金からの介護保険料などの徴収』をクリックして、ご確認いただきますよう、お願ひいたします。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先



日本年金機構 年金給付部 納付業務調整室 納付業務調整グループ 03-5344-1100（代表）
※年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。

年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。

トップページ⇒上部メニュー「年金Q & A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

年金局からの連絡



平成30年4月21日に平成30年度市区町村国民年金事業功績厚生労働省大臣表彰が行われました。

この表彰は、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、厚生労働大臣表彰を行い、その功績を称え労苦に報いるとともに、あわせて国民年金事業の発展に寄与することを目的とするもので、前年度から表彰が始まったものです。

今年度の被表彰者は、**秋田県南秋田郡大潟村**、**富山県南砺市**、**滋賀県栗東市**、**兵庫県神戸市**の4市区町村となりました。

受賞された自治体のみなさま、おめでとうございます！

【表彰式の様子】



▲南秋田郡大潟村（秋田県）



▲南砺市（富山県）



▲栗東市（滋賀県）



▲神戸市（兵庫県）

以下、表彰された市区町村の取り組みをご紹介いたします。

表彰市区町村の主な取り組み

市町村	取り組み
南秋田郡大潟村 (秋田県) 納付率96.5%	<ul style="list-style-type: none">農協を通じた口座振替等の推進により、高い納付率の維持に寄与。村内の大学生寮での国民年金加入手続きの勧奨。平成28年度納付率について、全国1位。
南砺市 (富山県) 納付率86.9%	<ul style="list-style-type: none">本庁及びすべての支所の国民年金窓口で、統一した対応が徹底され、口座振替等の獲得や免除勧奨を積極的に実施。平成28年度納付率について、全国市区中1位。
栗東市 (滋賀県) 納付率72.8%	<ul style="list-style-type: none">総合窓口でのワンストップ年金相談体制。独自のチェックシートを用い、届出に誤りを発生させない取組み。可搬型窓口装置の導入について、近隣市にも推奨し、年金事務所への照会件数の減少に貢献。
神戸市 (兵庫県) 納付率63.0%	<ul style="list-style-type: none">制度周知パンフレットや近年市内で増加しているベトナムの方向けにベトナム語版の国民年金加入説明用チラシを独自に作成。免除該当者に対するきめ細かい対応により、平成28年度の一部免除承認者納付率が政令都市中1位。年金事務所と連携した研修や打合せを企画し、継続的に実施。



▲謝辞を述べられる栗東市の野村市長

▼被表彰市町村の皆様（後列は管轄年金事務所長）



国民年金業務をご担当の皆様

iDeCo のチラシが新しくなりました！

「iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）」は、公的年金に上乗せし、豊かな老後を過ごすための資産形成方法の一つで、**国民年金第1号被保険者をはじめ**、基本的に20歳以上60歳未満の全ての人が利用できる私的年金制度です。

このたび、iDeCoの実施機関である国民年金連合会と、厚生労働省において、iDeCoの新しいチラシを作成しました。

iDeCoの概要について、わかりやすく説明しており、自由にダウンロードできますので、国民年金窓口における業務等においてお役立てください。

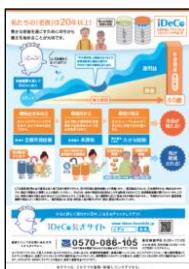
また、iDeCoについて、さらに詳しく解説したパンフレットもご用意しており、こちらも自由にダウンロードしてご活用いただけます。

印刷したパンフレットをご希望される場合は、下記連絡先までご相談ください。

【チラシ】



表



裏

【パンフレット】（全8ページ）



表紙



掲載内容 (一部)

- ダウンロードはこちらから (iDeCo公式サイト)
https://www.ideco-koushiki.jp/movie/#idecochan_add_pamphlet
- iDeCoのパンフレットに関するお問い合わせはこちら
国民年金基金連合会コールセンター **0570-003-105**

国民年金基金

また、国民年金第1号被保険者を対象とした私的年金制度としては、「**国民年金基金**」もあります。

こちらも自由にダウンロードできるパンフレットを用意しておりますので、併せてご活用ください。

印刷したパンフレットをご希望される場合は、下記連絡先までご相談ください。

【パンフレット】



概要版



詳細版

- ダウンロードはこちらから (国民年金基金連合会HP)
<http://www.npfa.or.jp/system/pamphlet.html>
- 国民年金基金のパンフレットに関するお問い合わせはこちら
フリーダイヤル **0120-65-4192**



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなります、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。



国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用して年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

編集後記

世界の祝祭日数に注目すると、最も多い国はインド（他）で18日間。続く第2位は年間16日間で、日本（他）が見事ランクイン！実は祝日が多い国と知って非常に驚きました。新元号に変わることや2020年の東京五輪開催に伴い、祝日の話題が取り上げられることもありますが、個人的には早く6月にも祝日を…と思うばかりです。

さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願ひいたします。

